

令和元年度後期 技能検定のご案内(重要なお知らせ)

- ・ 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、**受検料が改定**
- ・ **若者(35歳未満)の技能検定実技受検料が減額**
- ・ **受検者全員が受検申請時に本人確認書類の提出が必要**

1 受検手数料の改定(「3項受検手数料表」参照)

消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、実技試験受検手数料が改定されました。

2 受検手数料減額について(「3項受検手数料表」参照)

若者(35歳未満)の受検を促進するため、ものづくり分野の2級及び3級の実技試験手数料が、国の措置(負担)により減額されています。

【減額の要件】

ア 2級及び3級の実技試験を受検する者

イ 実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者
(昭和59年(1984年)4月2日以降に生まれた者)

ウ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表1の上覧の在留資格を持って在留する者以外の者

エ 技能五輪長野県地方大会(予選会)で、2級技能検定の実技試験課題を使用して受ける者

3 受検手数料表【令和元年10月1日から】

受検級	年齢区分	実技試験受検料	学科試験受検料	計
1級、特級、 単一等級	全年齢	18,200円	3,100円	21,300円
2級	35歳以上	18,200円	3,100円	21,300円
	35歳未満	9,200円	3,100円	12,300円
3級	35歳以上の在校生以外	18,200円	3,100円	21,300円
	35歳以上の在校生	12,100円	3,100円	15,200円
	35歳未満の在校生以外	9,200円	3,100円	12,300円
	35歳未満の在校生	3,100円	3,100円	6,200円

注) 3級受検者在校生とは、職業能力開発校、職業能力開発総合大学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校などに申請時に在学している者です。

詳しくは、当協会までお問い合わせください。

4 本人確認のための提出書類

受検申請時の年齢に関係なく、本人確認書類として次のいずれかの写しの提出が義務付けされましたので、申請者全員が本人確認書類を添付していただきます。

- (1) 運転免許証、個人カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)その他の日本官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)のいずれか
- (2) 特別永住者証明書、在留カードのいずれか
- (3) 健康保険被保険者証
- (4) 生徒手帳、学生証のいずれか(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)
- (5) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)

※ なお、本人確認書類が添付されていない場合は、受付ができませんので注意してください。

5 令和元年度後期の申請受付について

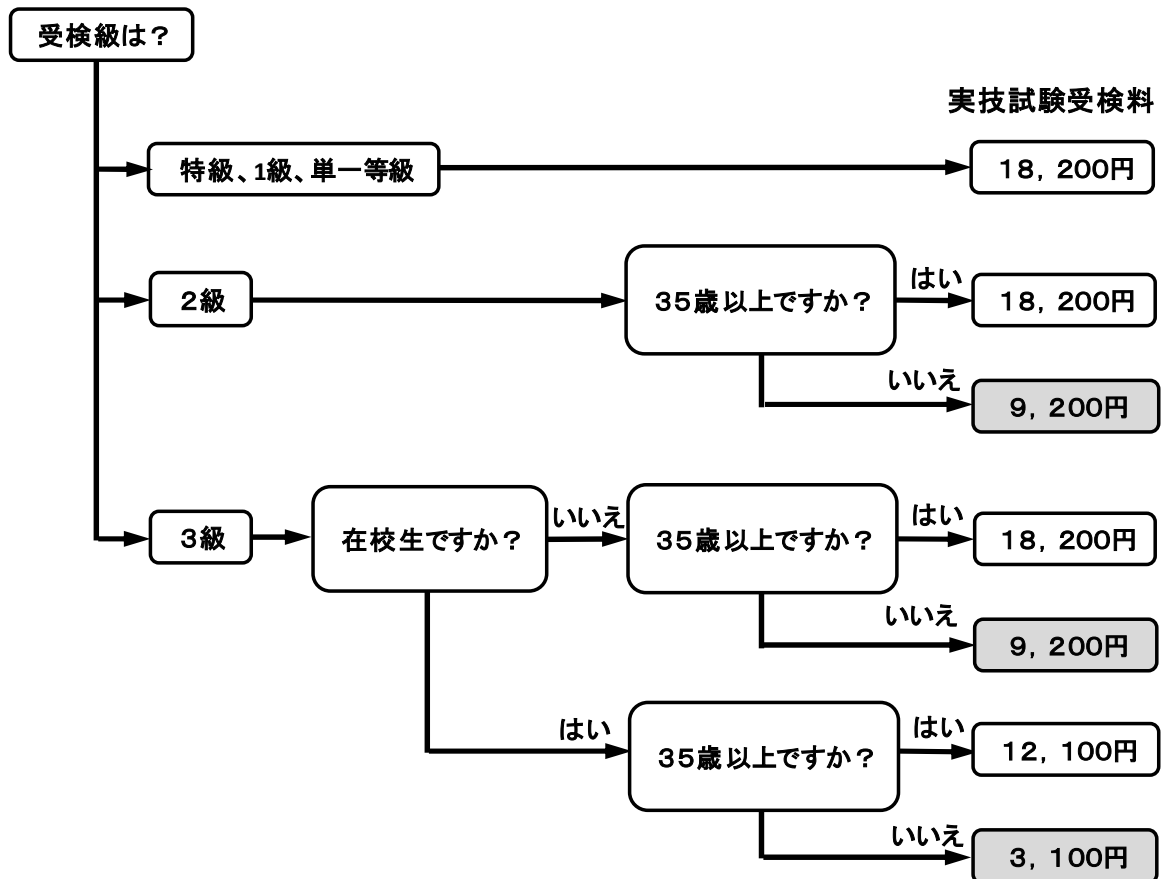
令和元年10月7日(月)～10月18日(金)が受付期間です。

*最終日の消印有効です。

6 申請書提出時の確認事項(チェックシート)

確認事項	チェック
本人確認書類(運転免許証、学生証等)のコピーが貼られていますか？	<input type="checkbox"/>
受検手数料は正しいですか？(下記フローチャート参照) 令和元年後期、2, 3級実技試験受検者で35歳未満の方は、減額されます。	<input type="checkbox"/>
受検する職種番号・職種名・作業番号・作業名は正しいですか？	<input type="checkbox"/>
職歴及び在職期間は、受検に必要な実務経験年数が記入されていますか？	<input type="checkbox"/>
試験の免除がある場合、資格の免除記載及び証書のコピーが添付されていますか？ 特級の受検申請には、必ず1級の合格証書のコピーが添付されていますか？	<input type="checkbox"/>
受検手数料を銀行振込した際の「申請書添付用領収書」が貼られていますか？	<input type="checkbox"/>
その他必要事項は、全て記入されていますか？	<input type="checkbox"/>

参考 実技試験受検料 確認フローチャート



※ 平成31年(2019年)4月1日現在の年齢です。

※ 技能五輪の実技試験受検料につきましてはお問い合わせください。

長野県職業能力開発協会

〒380-0836 長野市大字南長野南県町688-2

電話:026(234)9050(代) FAX:026(234)9280